

対象年度		令和 4年度		総合計画実施計画策定及び行政評価シート												
事務事業名		栄養改善推進事業						予算事業名		栄養改善推進事業費						
予 算 科 目		会計	01	款	項	目	事業	要求区分	健康増進法・食育基本法							
				04	01	03	2301	経常経費	根拠法令							
総合計画体系		みんなで支えあい 安心して暮らせる地域福祉を目指そう						事業の区分		主要事業						
		健康長寿で安心できる暮らしづくり														
		健康づくりの推進						担当課係等		健康増進課						
事業期間		継続 (平成 2年度～ 年度)														
【めざす姿 (意図・どのような状態になるのか)】								【事業開始のきっかけや他市の状況など】								
住民の健康保持・増進を目的とし、住民の健康問題に取り組むため、栄養の改善、その他の生活習慣の改善に関する相談や栄養指導を実施する。								結城市健康づくり推進協議会 (保健所長) の推奨により管理栄養士が配置された。当時管内 7 市町村のうち配置がないのは結城市と大和村のみであった。配置前は保健所管理栄養士に依頼して保健師が一部事業実施。配置後は他市町村に倣い、また独自の事業を開拓した。								
【手段 (事業内容・どのようなことを行うのか)】								【対象 (だれに対して・何に対して行うのか)】								
講話及び調理実習 ・栄養改善教室 (生活習慣病予防の一環として、講話や調理実習を実施) ・離乳食教室 (乳幼児を持つ保護者に対し、講話と調理実習を実施) ・食育教室 (就学前の子を持つ保護者に対し、講話と調理実習を実施) ・個別栄養相談 (栄養相談 (月 1 回) 及び乳幼児健診時に、栄養相談を実施)								栄養改善が必要な市民								
								【事業をとりまく環境の変化】								
								平成29年度に食育推進計画を内包した、第2次結城市健康増進計画を策定したため、今までの計画の評価を受け、第2次計画に基づいた事業を展開していく。								
【令和 4年度 事業内容】				【令和 5年度 事業内容】				【令和 6年度 事業内容】								
・栄養改善教室 ・離乳食教室 ・食育教室 ・個別栄養相談等				・栄養改善教室 ・離乳食教室 ・食育教室 ・個別栄養相談等				・栄養改善教室 ・離乳食教室 ・食育教室 ・個別栄養相談等								
■事業費																
				R02年度		R03年度										
財 源 内 訳	国	庫	支	出	金	0	0									
	県		支	出	金	0	0									
	地		方		債	0	0									
	そ		の		他	0	0									
	一		般	財	源	180	338									
歳 入 計 (千 円)				180		338										
歳 出 内 訳	節 (番 号 + 名 称)			金額 (千円)		金額 (千円)										
	07 報償費			41		165										
	10 需用費			98		119										
	11 役務費			21		34										
	12 委託料			20		20										
歳 出 計 (千 円) (A)				180		338										
伸 び 率 (%)						87.77										
備 考	総合計画 4 9 ページ 予算書 1 0 3 ページ															

令和 2年度行政評価シート

■指標

種類	指 標 名	単 位		R02年度	R03年度	R04年度
活動 指標	栄養に関する教室の実施回数	回	目標	22.00	22.00	22.00
	食習慣の見直しのための栄養改善教室、食習慣の基礎をつくる離乳食教室を開催する		実績	10.00	0.00	0.00
	栄養相談実施回数	回	目標	60.00	60.00	60.00
	栄養相談として、個別栄養相談・乳幼児健診個別相談を実施した		実績	58.00	0.00	0.00
成果 指標	指導実施延べ人数	人	目標	1,600.00	1,600.00	1,600.00
	栄養に関する相談指導を実施した延べ人数		実績	518.00	0.00	0.00
			目標	0.00	0.00	0.00
			実績	0.00	0.00	0.00

■事業評価

必要性	事業の必要性	A 必要性は高い	市民が健康で安心して暮らすために必要である。
妥当性	実施主体の妥当性	A 妥当である	健康増進法、食育基本法に基づき、行政が行うべき事業である。
	手段の妥当性	A 妥当である	現在の手段が一般的であるが、コロナ禍においての実施手段も検討が必要である。
効率性	コストの効率性・人員効率	A 改善の余地はない	コスト、人員ともにこれ以上の削減は難しい。
公平性	受益者の偏り	B どちらとも言えない	お知らせ版、健康カレンダー、ホームページ等で広く周知している。また栄養改善が必要な市民を対象にした事業であるが、潜在的な対象者を把握しきれていない。
有効性	成果向上の余地	B どちらとも言えない	教室参加者に対してはアンケート等から、教室・相談を受けた市民の満足度は高いことが伺えるが、参加者の伸び数はみられないこと、また潜在的に栄養改善が必要な者がいる。
進捗度	事業の進捗	A 順調である	教室・相談にきた市民の健康不安解消への一助となっている。
総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください			
栄養改善事業は市民の健康増進を目的に実施する事業である。現在実施している事業について、参加者等より満足との意見をもらっている。今後は第2次健康増進計画の進捗状況や国保データ（KDB）システム等から市民の健康課題を把握し、事業の目標に近づける必要がある。また、コロナ禍における実施手段も検討が必要である。			
対応策提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか			
市民の健康課題を把握し、健康増進計画の目標に沿った事業を展開していく。			

■方向性

1 次評価（1 次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☒ 改善改革しながら継続 ☐ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了 ☐ 予定どおりの要求 ☐ 一部改善の上要求 ☐ 今回は見送り ☐ その他の処置	
方向性の具体的内容 栄養改善事業は市民の健康増進のために重要な事業であり、地域や年代の応じた栄養に関する課題に対し、適切な食生活の普及や生活習慣病予防のための事業を実施する必要がある。	
2 次評価（2 次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☐ 改善改革しながら継続 ☐ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了 ☐ 予定どおりの要求 ☐ 一部改善の上要求 ☐ 今回は見送り ☐ その他の処置	
企画調整会議の意見・考え方（1 次評価者と同じ場合も記入） 上記評価のとおり。	